

理工学部定期試験における不正行為者の措置について

1. 対象とする試験について

期間前試験及び定期試験期間中試験とする。

2. 処分内容について

2-1 仮処分について

学生の不正行為が明らかになった科目について「当該科目不合格」の仮処分を行なう。

2-2 懲戒処分について

懲戒処分については、「停学」とし、不正行為の状況によって以下のとおりとする。

(1) 処分期間について

ア 有期停学（3ヶ月以内）

- (ア) 他人の答案を写す行為※
- (イ) 机への試験に関する内容の書き込み行為
- (ウ) カンニングペーパーの持込み
- (エ) 許可されていない書類等（辞書等を含む）の持込み
- (オ) スマートフォン、携帯電話、スマートウォッチ等の利用
- (カ) 答案を交換する行為※
- (キ) 試験監督者等の指示に従わない行為
- (ク) その他、上記と同等程度の行為

イ 無期停学（6ヶ月以上）

- (ア) 代人受験※
- (イ) 不正行為発覚後、試験監督者等へ抵抗をするような行為
- (ウ) その他、上記と同等程度の悪質な行為

※「3. 不正行為幫助者の処分について」に記述

(2) 当該科目以外の科目の取り扱いについて

不正行為を行った学生の当該学期期間前試験科目及び定期試験期間

中試験科目を全て不合格とする。

(3) 処分の起算日について

原則として処分決定日とする。

3. 不正行為幫助者の処分について

不正行為幫助者が本学部学生の場合には、上記1、2の処分を準用する。

4. 懲戒処分学生の停学期間中の指導について

教授会において、直接指導にあたる専任教員を指名し、懲戒処分を受けた学生が学部の教育目標に達することのできるような指導を実施する。